

入院時食事療養費について

当院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出に係る食事療養は、厚生労働大臣の定める基準に適合し、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：8時、昼食：12時、夕食：18時以降）、適温にて提供しています。

阿南医療センター